

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南房総市長 石 井 裕

市町村名 (市町村コード)	南房総市 (12234)	
地域名 (地域内農業集落名)	小川中三原梅田地区 (小川集落・中三原集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月31日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、南房総市和田町の南部に位置し、第2次構造改善事業小川地区及び隣接する中三原梅田地区のエリアで三原川及び道久保の堰(福蔵堰)を水源としている。主な生産作物は水稻、食用なばな等の露地野菜、飼料作物、施設花卉が栽培されている。高齢化が進んでおり、中山間地域であるためイノシシ等獣害が深刻で遊休農地の増加が懸念されるため、その対策と担い手への農地の集積・集約はもとより新規就農等の農業後継者の育成・確保が課題となっている。

【地域の基礎的データ】

100戸(農業委員会農地台帳)・担い手15件

主な作物:水稻、食用ナバナ、飼料作物、施設花卉

中間管理事業 2.1ha 基盤法利用権 6.6ha 農地法3条 0.8ha

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻や地域の特産品である食用ナバナ等露地野菜を主要作物としつつ、新規就農者、参入企業や多様な経営形態の担い手へ集積・集約を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員・農地利用最適化推進委員及び土地改良区・土地改良組合と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農地バンク及び土地改良区・土地改良組合と調整し段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
畦畔除去や農道整備、土地改良施設の更新、水田の乾田化等耕作条件の向上のための事業への取り組みを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県農業事務所・JA・市・農業支援センター等関係機関が一体となり、新規就農希望者等の育成・支援を強力に進める。 支援制度の情報提供や研修先の農業経営体の紹介、研修ほ場の確保など地域計画内の農地利用に配慮する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化を図るため(一財)南房総農業支援センターによる耕耘、畝立て、施肥、草刈り等コントラクター事業を必要に応じて活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ、ハクビシン等獣害対策は全域で課題となっておりエリアごとに検討する必要がある。
 ⑦中山間直接支払制度による集落協定を締結し、景観作物の作付など地域の保全・管理に努めている。
 ⑨地域内には酪農家もあり、飼料・堆肥の循環等耕畜連携の仕組みづくりを発達させていく。